

強度行動障害を示す人の地域生活の保障と権利擁護 強度行動障害を対象とした地域生活支援のあり方を検討する

財団法人鉄道弘済会 総合福祉センター 弘済学園 楯 雅博 (004950)

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター 松井宏昭 (007193)

【キーワード】・強度行動障害・権利擁護・地域生活支援

1. 研究目的

発達障害の人の中には、いろいろな要因が絡み合って通常では考えられないほど激しいパニックや、目を覆うほどの自傷・他害などの状態に陥る場合がある。その状態が半年以上続き、強度行動障害判定基準表で10点以上を「強度行動障害」と言う。強度行動障害になると一番辛いのは本人だが、家族の負担も非常に大きく、心労でダウンするなど、家庭生活が崩壊してしまう例も少なくない。このような強度行動障害のある人が地域で暮らすためには、適切な支援の手立て（地域で強度行動障害のある人の生活を保障し権利を擁護するための仕組づくり）が必要になる。

NPO法人自閉症サポートセンターが千葉県北部の5市自閉症協会会員を対象に実施した調査で、強度行動障害や引きこもりなど非常に厳しい事態にあるご本人や家族が少なくなく、その方たちへの支援は、まさに「待ったなし」の状態にあることがわかった。しかし、それを受け入れることができる生活の場は、現状では一部の施設しかなく、強度行動障害となった人の多くは地域から孤立し家族の献身によって家庭内で暮らす以外は、子どもでも精神科病院等に入院を余儀なくさせられている状況にある。

強度行動障害を示す知的障害や発達障害の人にとっての権利について規定をした上で、彼らの地域生活の保障と権利の擁護について十分に議論していく必要がある。

2. 研究の視点および方法

【研究課題1 自閉症児者の実態把握】自閉症児者の行動障害および子どもの将来生活についての保護者のニーズの把握のために千葉県北部5市の自閉症協会会員400人に対して、行動障害の実態等についてのアンケート調査を実施した。

【研究課題2 先進事例に見る強度行動障害に対する望ましい対応と地域生活移行の検証】弘済学園における強度行動障害への療育支援と地域生活支援の実態を検証した。（入所施設からケアホーム移行支援の検証）

【研究課題3】地域生活における強度行動障害にも対応した相談・診療及び生活支援に関する設計委員会を設置し、強度行動障害を示す人への地域生活支援と住まいのモデル設計を手掛けた。

3. 倫理的配慮

アンケート調査を実施するにあたって、対象者の同意と協力が得られるように、調査の目的・内容、対象者とそのデータに関する秘密保持の方法（個人名・プライベートな情報の保護）に配慮し、調査への参加は任意であることとした。さらに、調査票に結

果を学会等にて発表すること及び 調査の責任者と問合せ先を明記した。

4. 研究結果

1) 自閉症児者の実態

アンケート調査の回答者は、自閉症協会会員 400 人中 154 人で回収率は 38.5%。このうち約 3 分の 2 は知的障害を合併する自閉症であり（以下、「知的障害群」とする。） 3 分の 1 がアスペルガー症候群及び高機能自閉症であった（以下、「高機能群」とする。）

知的障害群の人のうち現時点で強度行動障害の割合は 16%、高機能群では 12%であった。以前ひどかった時ときまで遡ると、知的障害群の人の強度行動障害の割合は 47%、高機能群では 63%となった。

2) 強度行動障害に対する望ましい支援

強度行動障害者に対する望ましい支援の一つとして、弘済学園（神奈川県泰野市）で実施されている取組みがあげられる。すなわち、24 時間 365 日支援が可能な環境のなかで、医療との連携のもと、個の状態に応じて時間をかけ段階的にそして丁寧に成功経験を積み重ねる支援システムが必要。強度行動障害にも対応した自閉症のある人の地域生活支援は、医療の関わりとともに居住施設がもつハード及びソフトの機能をどう活かすかに尽きる。

3) 強度行動障害や発達障害のある人の地域生活の保障と権利の擁護

以上を踏まえて、強度行動障害者にも対応し、全ての発達障害のある人が家族の暮らす街で過ごすための生活支援と住まいの整備に向けた支援の仕組みとして、拠点地域ごとに（１）「強度行動障害」に対応し、医療と連携した「相談・生活支援センター（仮称）」と、（２）強度行動障害者の直接の支援施設である「リハビリテーションホーム（仮称）」を設置することを提案する。

（１）強度行動障害に対応した専門的な相談・生活支援センター（仮称）の整備

強度行動障害など重篤な障害に対応するため、「強度行動障害支援」、「相談支援」、「権利擁護」、「研修・啓発」、「医療」を行う支援センターを整備し、都道府県の発達障害者支援センターと連携を図りながら、行政、相談機関、社会福祉施設等と強力なネットワークのもとに支援を行う。利用者の行動障害への対応だけでなく、利用者やご家族の心のリハビリテーション、周囲の誤解からダメージを受けた心の回復支援を行う。

（２）強度行動障害者を直接支援する施設として「リハビリテーションホーム（仮称）」の整備

従来のケアホームやグループホームでは対応が困難な行動障害等の重い人を想定した 24 時間 365 日対応の支援を行い、強度行動障害のある人を含めた利用者一人ひとりの地域移行・地域定住に積極的に取り組む。利用者の行動障害への対応とともに、心のリハビリテーション、周囲の誤解からダメージを受けた心の回復支援を行う。

また、地域のグループホームやケアホーム、さらに日中活動先の施設支援、生活支援のバックアップ施設として、いわゆる自閉症者支援の基盤的施設の役割を果たす。